

10 給食費・給食提供・アレルギー対応

- ・3～5歳児は給食食材費として月額 5,000 円（日割り等はありません。）を負担していただきます。多子世帯や低所得者を対象とした減免制度があります。詳細はホームページでご確認ください。また計画入院等のやむを得ない理由で1か月以上通園しない場合（同月）に限り、前月の20日までに申立書を提出した場合は、給食費を免除できます。
- ・乳幼児の食事は、生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠くことができない重要なものです。保育園では『楽しく食事をする』『食習慣を身につける（手洗い・うがい・歯磨き・あいさつ・姿勢）』『バランスよく食べ丈夫な体をつくる』『噛む力（咀嚼力）を養う』を大切にしています。各家庭にも毎月の献立表を配信し、毎日の給食の写真もコドモンにてアップしています。
- ・アレルギーがある園児で除去食の対応が必要な場合は、専門医の指示に基づいた「生活管理指導票」の提出が必要となります。

11 保育業務支援システム「コドモン」について

東浦町立保育園では、保護者の利便性等を図るため、登降園管理や欠席連絡、園からのお知らせ、活動記録等について、ICTシステムを活用しています。アプリ等のインストール方法等については別途お知らせします。

12 個人情報について

保育園が取得した個人情報は、保育に必要な範囲で、個人情報保護法や町の条例、厚生労働省、福祉分野における個人情報に関するガイドライン等に基づき適切に管理します。なお、子どもの怪我など緊急の時は保護者の同意なく、個人情報を病院などに提供することがあります。

保護者の方が行事（運動会等）を撮影した写真や動画は個人で楽しむものとし、SNS などへの掲載は保護者間のトラブルの元になるため、相手の許可なく掲載はしないでください。また、保育園での撮影は許可がない限り禁止しています。

13 非常災害対策

各園において、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しています。毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施しています。

14 災害時の臨時休園の判断基準

(1) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報が東浦町に発令された場合

登園前	午前 11 時までに解除	解除後通常保育(給食あり)を行います。 ※警報発令中は登園できません。
	午前 11 時を過ぎても解除されない	休園となります。
登園後	<ul style="list-style-type: none"> ・警報が発令された場合は、休園となります(コドモンにて情報配信)。 ・安全に十分配慮しながら迎えにきてください。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の冠水等により登園が危険と判断される場合は、登園を見合わせてください。 ・警報が解除された場合であっても、施設に大きな被害が発生し、保育の実施が困難な場合は、休園となります。 	

※ 上記の「暴風警報、暴風雪警報、特別警報、危険警報」が出ていなければ、通常保育を行います。局地的な大雨や河川の氾濫・大雪などで危険が予想される場合は、早めの迎えや自宅待機をしてください。

(2) 地震の場合

ア 震度5弱以上の地震発生時の対応について

登園前	自宅待機などの身の安全を確保してください。 臨時休園となります。
登園途中	安全確保をしながら帰宅し、自宅待機などの身の安全を確保してください。 臨時休園となります。
登園後	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休園となります(コドモンにて情報配信)。 ・安全確認をし、直ちに迎えをお願いします。

※保護者以外の迎えの場合、園児引き渡しカードに書いてある方以外には引き渡しできません。

※車での避難は多くの危険を伴うため車での迎えはできません。

15 健康について

(1) 生活リズムを大切に

- ・早寝早起きをしましょう。
- ・朝食は必ず食べさせましょう。
- ・睡眠は十分にとるようにしましょう。
- ・爪はいつも短くしましょう。

(2) 登園する前に

- ・排便は健康状態を知るうえでとても大切です。便秘や下痢などに注意しましょう。毎朝の排便は日中を過ごすにあたり精神的安定感を与えますので習慣づけましょう。
- ・平熱をよく把握しておいてください。
- ・微熱がある場合、また熱が無くても咳、下痢、嘔吐等の症状がある時は医師の診断を受けその指示に従ってください。
- ・機嫌が悪い時は登園前に検温してください。いつもと違う様子の時は保育士にお知らせください。

(3) 急病、怪我の対応

- ・園から連絡があった時には、速やかに迎えに来てください。
- ・保育中に怪我をしたときは、その状態により保護者に連絡をして医師の手当てを受けていただく場合もあります。
- ・怪我が軽いと判断し医師に診せず帰宅してから症状が悪化した場合は直ちに受診し、保育園にもお知らせください。

(4) 嘔吐物・排泄物の処理方法

- ・厚生労働省発出による「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき嘔吐物、血液、体液（糞便、痰、汗等）が付いた衣類・タオル・シーツ等については水洗いせず、そのまま返却します。

(5) 身体測定

- ・月に1回体重を測ります。年に4回身長を測ります。

(6) 内科健診、歯科健診、検尿、5歳児健診

- ・全園児、春と秋に内科健診、歯科健診を行います。幼児は春に検尿を行います。5歳児健診は満5歳を迎えるお子さんに受けていただく健診になります。詳細については保健センターから届く通知をご覧ください。

(7) 日本スポーツ振興センター

- ・全園児、日本スポーツ振興センターに加入します。保育中に起きた怪我に対して支払われます。怪我の状態によって医療費の一部が返金されます。その際には書類を提出していただきます。

(8) 嘱託医

	内科医	歯科医
森岡保育園	ひだかこどもクリニック	松井歯科
森岡西保育園	ゆりクリニック	さかいファミリー歯科
緒川保育園	ひだかこどもクリニック	たなか歯科
緒川新田保育園	巽が丘クリニック	東浦よつば歯科
石浜保育園	佐藤内科クリニック	平林歯科医院
石浜西保育園	みたに整形外科	ちた歯科医院
生路保育園	東浦医院	モトム歯科
藤江保育園	前田クリニック	長坂歯科

(9) 薬の取り扱い

保育園は健康なお子さんをお預かりする集団生活の場です。風邪、下痢などの急性疾患で薬を必要とする健康状態のときは、家庭でしっかり静養していただくことが、お子さんのもっともはやい回復につながります。

内服が必要な場合は、保育園に通っていることを医師に告げ、朝夕の2回処方または3回投与が必要な時は、朝、帰宅後・寝る前にしていただき、ご家庭で服用をお願いいたします。やむを得ず、保育時間内の薬の服用が必要と医師が判断した場合に限り、保護者に代わって看護師または園長、園長代理が与薬を行わせていただきます。ただし、土曜日保育、祝日保育、春季・夏季・冬季保育期間の与薬についてはお受けできません。

【保育園での服用が必要と診断された場合】

以下のものを持参してください。指示のあった薬は1回分のみ対応します。

1. 「薬の連絡票」※当日提出または記入。
2. 「薬の説明書（薬剤情報提供書類）」
3. 「薬」※薬にクラスと名前を記入し袋に入れる。

※解熱剤、痛み止め、時間単位で飲ませる薬、市販薬、処方された日にちが違う薬は対応できません。

※慢性疾患で医師から指示のあった薬、熱性けいれんの予防薬、食物アレルギー、その他医師の判断で治療上薬の使用を必要とする場合はご相談ください。

※保護者が家にいる場合、15時までに迎えに来られる場合、薬は預かれません。

【気管支拡張テープについて】

以下のものを持参してください。

1. 「薬の連絡票」
2. 「薬の説明書（薬剤情報提供書類）」

※貼り付けてある気管支拡張テープに日付と名前を記入してきてください。

※一度はがれてしまったものを、再び貼りなおすことはできません。

※気管支拡張テープを貼っているときは、水遊び、沐浴はできません。

（薬の連絡票が無く、気管支拡張テープの使用を見つけた場合もできません）

(10) 感染症に罹患した場合の提出書類

保育園への欠席連絡時は、感染症の病名と発症日をお知らせください。
登園する日に次の提出書類をご用意ください。

- ① インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にり患した場合
⇒提出書類：なし
- ② 百日咳、麻疹、風疹、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）などの感染症にり患した場合
⇒提出書類：児童生徒感染性疾患り患証明書・出席許可証明書（医師が記載）
- ③ 溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑（りんご病）などの感染症にり患した場合
⇒提出書類：登園届（保護者が記載）
※医師が、り患証明書・出席許可証明書を記載した場合、登園届は不要。

児童生徒 感染性疾患		り患証明書	
		出席許可証明書	
_____	_____	_____	_____
学年	組	氏名	
感染症の種類			
(第1種)	感染病名 (_____)		
(第2種)	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱及び結核		
(第3種)	腸管出血性大腸菌感染症 流行性結膜炎 出血性結膜炎		
	その他の伝染病 (_____)		
・ _____	月 _____	日から	出席停止させることが必要と認めます。
・ _____	月 _____	日から	治癒、または感染の恐れがないと認めます。
	学 校 長	令和 _____	年 _____
	保 育 園 長 殿		月 _____
	幼 稚 園 長	医師名	日 _____
			④